

報道関係者 各位

令和2年10月30日

【照会先】

福井労働局労働基準部監督課

課長 森 健太

過重労働特別監督監理官 高橋 昌哉

(かたく監理官)

(電話) 0776 (22) 2652

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

(同時実施「過重労働解消キャンペーン」)

～労働局長による要請や36協定未届解消キャンペーンなどを実施～

福井労働局では、11月の過労死等防止啓発月間に、福井県内の過労死等をなくすために労働局長による労使団体への要請や街頭行動などの取組を行います。

過労死等防止対策推進法では、毎年11月を啓発月間と定め、過労死等防止の重要性について国民の関心と理解を深めることとしています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国で過労死等防止対策推進シンポジウムを行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導を行います。

また、本年4月から中小企業に対する上限規制の適用も鑑み、福井労働局独自の取組として「36協定未届解消キャンペーン」を実施し、より一層の周知・啓発を図ることとしています。

### 【過労死等とは】

**業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。**

### 【主な行事】

- ・ 街頭行動 (11月2日(月) 7:40~8:30 JR福井駅前)
- ・ 労働局長によるベストプラクティス企業訪問  
(取材・撮影可、対象企業及び日程は別途発表予定)
- ・ ハピリンビジョン、県内の主要な路線バスによる周知・啓発

※取組事項の詳細については、次頁をご覧ください。

## ■ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要【実施済】

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、下記のとおり、「過労死等防止啓発月間」に先立ち、シンポジウムを開催しました。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

日 時 令和2年10月27日(火) 13:30~16:00 (受付 13:00~)

場 所 福井県国際交流会館 3F 特別会議室(福井市宝永3-1-1)

## ■ 「過重労働解消キャンペーン」概要

### 1 労使の主体的な取組を促進

キャンペーンの実施に向けて、福井労働局長が県内の使用者団体や労働組合(計5団体)に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等及び自社の働き方改革等により下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることがないように要請を実施しました。

また、中小企業が加入する業界団体等に対し、周知・啓発等の要請を実施します。

### 2 重点的な監督指導を実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

### 3 福井労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

福井労働局長が時間外労働削減に向けた取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問日時 令和2年11月中(詳細は別途発表予定)

### 4 過重労働解消相談ダイヤル

11月1日に、無料電話相談「過重労働解消ダイヤル」を実施します。

・フリーダイヤル なくしましょう ながい残業

0120 — 794 — 713

・全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料利用可能

・匿名の相談も可能

・受付日時 11月1日(日) 9:00~17:00

### 5 街頭行動の実施

県等と連携し、街頭行動を実施します。

日 時 令和2年11月2日(月) 7:40~8:30

場 所 JR福井駅前

参加機関 福井県、連合福井、福井県労働者福祉協議会

### 6 過重労働解消のためのセミナーを開催します(厚生労働省委託事業)

開催時期 令和2年10月~12月

開催方法 オンライン開催のみ

申 込 右のQRコードの特設サイトからの申込

参 加 費 無料



≪福井労働局 過重労働解消キャンペーン特設ページ≫はこちら ⇒



## ■ 「36協定未届解消キャンペーン」概要

令和2年4月1日から中小企業へ上限規制が適用となったことから、時間外・休日労働時間の適正な管理、過半数代表者の適格性など適切な36協定の作成・届出について、中小企業の加入する団体等へ周知・啓発等の要請を実施します。